伐採及び伐採後の造林の届出書に係る添付書類一覧

令和5年4月1日以降

添付書類	具 体 例
森林の位置図・区域図	・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐 採区域の外縁を明示したもの
届出者の確認書類 ※連名での届出の場合、両方の確認 書類が必要。	【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された 書類 【個人の場合】 ・氏名、住所がわかる書類(運転免許証・保険証等の写し)
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど、届出 者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
伐採の権原関係書類 ※届出者が土地所有者でない場合	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有すること がわかる書類
伐採及び集材に係るチェックリスト	「伐採及び集材に係るチェックリスト」
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類 「隣接森林所有者との境界確認の状況について」又は 「隣接森林所有者との境界確認について」など

- ※以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。
 - ① 単木的な伐採など境界に隣接しない場合
 - ② 明確な谷や尾根等の地形、道路や柵等の地物により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界杭が存在している場合、立木への標示や林相により境界が明らかな場合など、 隣接する森林の土地との境界が明らかな場合。
 - ③ 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合。

他法令の許認可関係書類 <mark>※該当する場合のみ</mark>	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合 に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は許可書の写しなど)
市長が必要と認める書類	その他上記事項等に関して市長が必要と認める書類

よくあるご質問

○ 位置図・区域図は、実測が必要か?

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

○ 届出者(個人)の本人確認書類はどのようなものが該当するか?

住民票、運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード(表面)の写しなどが 該当します。

○ 必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか? 許認可後でなければ、届出は出せないのか?

伐採造林届の対象となる森林には、森林簿が作成されており、伐採する場合に 申請が必要な許認可が整理されています。所有地の森林簿の情報をお持ちでない 場合は、市町村の林務部局でご確認ください。

なお、許認可の申請前(または申請中)であっても、その状況を記載した書類 を添付することで届出可能です。

○ 土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか?

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

また、森林の土地の所有者情報については各市町村で整備している林地台帳で整理されており、伐採届の提出者と林地台帳上の森林の土地の所有者が同一の場合には「林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により、土地の登記事項証明書を代替することが可能です。

○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか?

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を 有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か?

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐 採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺 印などは必要ありません。

○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか?

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と 伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合に は、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対 策を実施してください。

詳細については、各市町村の林務部局にご確認ください。

また、林野庁HPに掲載の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」についてもご参照ください。

林野庁HP: https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html